

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

丸亀市は、香川県の海岸線側ほぼ中央部に位置し、北は瀬戸内海国立公園、南は讃岐山脈に連なる山々、陸地部は讃岐平野の一部で、平坦な田園地帯が広がり、瀬戸内海には本島、広島などの島々が点在している。市の陸地部の中央に標高422mの飯野山（別名、讃岐富士）がそびえ、その北方に青ノ山、中心には一級河川の土器川が流れている。平成17年に旧丸亀市、旧飯山町、旧綾歌町が合併して新しい丸亀市が発足。商工団体としては、当所が合併前の旧丸亀市を担当し、旧飯山町、旧綾歌町は丸亀市飯綾商工会が担当している。

当所地区内における災害リスクとしては、次の自然災害や被害が挙げられ、沿岸部には造船や電気機械などの工業地帯が集積していることから、津波や高潮の発生時には復旧費用の高額化が想定されるほか、河川の下流付近に位置する事業者についても浸水被害が想定される。

①地震

1. (南海トラフを震源域とする地震)→東南海・南海地震

香川県内において、過去に大きな被害をもたらした地震は、南海トラフを震源域とする南海地震である。過去に発生した南海地震は、いずれも東南海地震と同時、または東南海地震の2年以内に発生しており、概ね100～150年周期で発生している。

2. (活断層による直下型地震)

丸亀平野には、活断層の疑いがある「岡田断層」と「上法軍寺断層」があり、それ以外にも未知の断層が隠れている可能性もある。よって、それらの活動による直下型地震がいつでも起こる懸念がある。

(懸念される災害)

「津波」

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、揺れによる建物の損壊だけでなく、津波による被害が懸念される。

「土砂災害」

揺れによるがけ崩れなどで、急傾斜地では土砂災害が発生する可能性がある。当地区内では青ノ山、飯野山、双子山の一部が土砂災害が発生する恐れのある箇所としてハザードマップに示されている。

「ため池の決壊」

ため池の堤防が破損することで、大量の水や土砂が濁流となって流れ出す可能性がある。当地区内には、貯水量が10万m³以上のため池が15箇所あり、それらのため池が決壊した場合は、広範囲にわたって浸水被害が発生する。

「火災」

揺れによる建物からの出火や津波により漂流するがれきからの出火や浸水による車両等からの出火によって、火災が発生する。

②台風

香川県は比較的台風被害の少ない県ではあるが、平成16年の台風による高潮や浸水被害、平成23年の台風によるため池の損壊など、過去には定期的に被害が発生している。

③大雨・豪雨

2000年代に入ってから集中豪雨による被害が多発しており、平成30年7月の西日本豪雨においては、近隣の広島県、岡山県、愛媛県を中心に大規模な土砂災害や浸水が発生している。

そして上記の自然災害が発生した場合を想定し、香川県や丸亀市ではハザードマップを作成し、下記の被害を予測している。

【地震】香川県地震被害想定

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は60～90%程度と言われており、香川県の地震・被害想定結果によると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、本市では、震度6弱～震度6強のゆれが予測されている。

【津波】丸亀市防災マップ(一部抜粋)

本市の防災マップによると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、津波による浸水深は最大3.1mで、沿岸部の津波浸水面積は688haと予測されている。

【洪水・土砂災害】丸亀市防災マップ(一部抜粋)

本市の防災マップによると、当所が立地する中心市街地地区の一部において、1.0m～3.0m未満の浸水が予測されているほか、JR丸亀駅から丸亀港までの一体で最大で3.0m～5.0mの浸水が予測されている。また、土器川の東側となる土器町東地区において、最大で5mの浸水被害が予測されている。また、青ノ山の西地区及び南地区一帯、飯野山の西地区一帯、双子山一帯が土砂災害(特別)警戒区域に指定されており、がけ崩れ等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

【高潮】丸亀市高潮ハザードマップ(一部抜粋)

本市の高潮ハザードマップによると、当所が立地する中心市街地地区の一部において、0.5m～3.0m未満の浸水が予測されているが、沿岸部をはじめ、土器川・西汐入川・金倉川の下流付近など広範囲において最大3.0m～5.0mの浸水が予測されている。

【ため池】丸亀市ため池ハザードマップ(一部抜粋)

本市には大小多数のため池が点在しており、地震や大雨等により決壊した場合に特に甚大な被害が想定されるため池については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されている。

【その他】

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。また、サイバー攻撃についても、情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況 (令和3年経済センサスより)

- ・商工業者等数 3,055人 ・小規模事業者数 2,255人
- (うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は把握できていない)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数
農業、漁業、鉱業等	20	19
建設業	286	264
製造業	242	162
電気・ガス、情報通信、運輸業	108	77
卸売業、小売業	872	550
金融、保険、不動産業	282	255
学術研究、専門・技術サービス業	154	118
宿泊業、飲食サービス業	453	307

生活関連サービス業、娯楽業	313	280
教育、学習支援業	100	74
医療、福祉	86	66
その他サービス業	139	83
合計	3,055	2,255

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・洪水ハザードマップ、防災マップ、ため池ハザードマップ、高潮ハザードマップの策定・全戸配布
- ・地域防災計画、業務継続計画、総合排水計画の策定・公表・更新
- ・災害時各種協定の締結
- ・庁内防災訓練の実施
- ・防災備品（物資・食料等）の備蓄
- ・自主防災組織への助成（防災資機材等整備・防災士資格取得にかかる経費）
- ・各家庭における家具防止器具の購入費用助成・設置サポート
- ・防災行政無線の更新、公式LINEの活用など多様な情報伝達手段の確立
- ・事業者BCP等策定・改定補助

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国や県の施策の周知
- ・香川県商工会議所連合会と連携した事業者BCPセミナー等の開催
- ・各損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・丸亀市建設業協会や丸亀市設備業協会と連携した防災活動の実施
- ・職員用防災備品（ライト、ブランケット、ラジオ等一式）、トランシーバーの設置

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・丸亀市が提供するハザードマップを活用した自然災害リスクの周知 5者
- ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 2者
- ・各損害保険会社と連携した損害保険への加入促進 2者

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 市内小規模事業者の自然災害等におけるリスク意識が低い。
- ② 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対して助言を行える当所経営指導員等職員が不足しており、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識も十分ではない。

【対策】

- ① 南海トラフ地震をはじめとする各種リスクについて、引き続き積極的に啓発する。
- ② 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当所会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ③ 当所経営指導員等職員の不足については、各損害保険会社や中小機構などと連携し、必要に応じてセミナーの開催や専門家派遣を行う。加えて、当所職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・市内小規模事業者の災害リスクに対する理解度や事前対策の重要性の認識を向上させる。
- ・市内小規模事業者の取組状況を適宜把握する。
- ・経営指導員等の防災・減災等に対する知識向上を図る。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 各種経営指導時や補助金の計画策定時において事業者BCP策定を推奨 8者
- ② 市と連携して行う事業者訪問時などにおいて、取組状況を把握 30者
- ③ OJTにより知識の共有を図るとともに、保険・共済に係る勉強会を開催 1回

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 域内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

・経済産業省、自治体等と連携し域内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

・巡回経営指導時等において、ハザードマップ等を用いながら、事業者立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。（HP：https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html）

・事業継続の取組に関する専門家と連携し、必要に応じて小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策、損害保険の紹介を行う。

(3) フォローアップ

・地域の防災訓練への参加を促す。

・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会が実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）

・事業者BCPの策定後、定期的な見直しを行っていない事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練や計画の見直しについての指導を行う。

・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

・同じ地域や同じ業種など、関連する事業者による連携型事業継続力強化計画の策定を推奨する。

(5) 関係団体等との連携

・各損保会社の専門家と連携し、損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施するとともに、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを必要に応じて開催する。

・連携型事業継続力強化計画の策定にあたっては、中小機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。

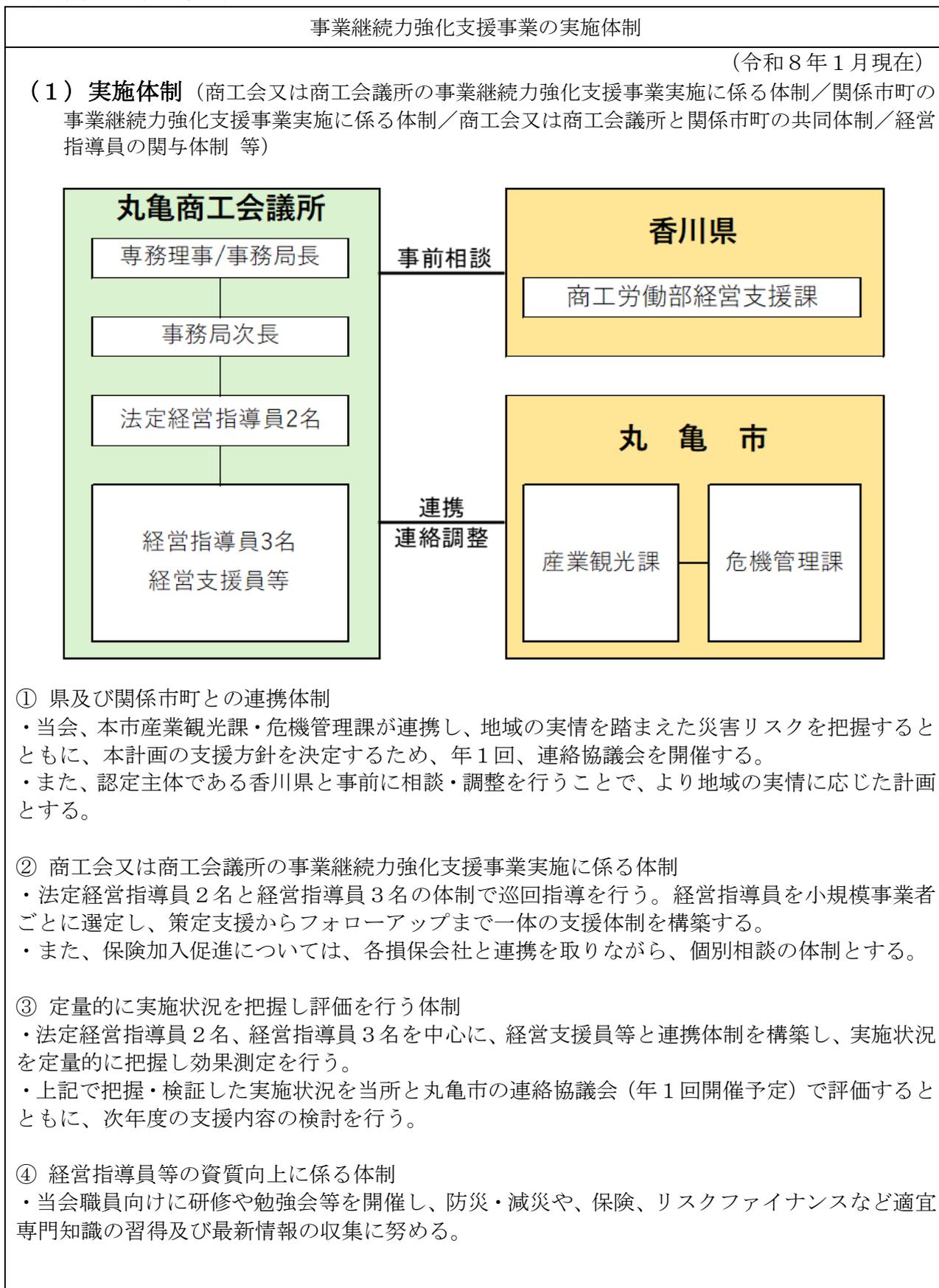
・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大西真司、須田恭祥（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 大西真司、須田恭祥は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

丸亀商工会議所

〒763-0034 香川県丸亀市大手町一丁目5番3号

(TEL)0877-22-2371 (FAX)0877-22-2859 (E-mail)info@marugame.or.jp

②関係市町

丸亀市役所

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

産業生活部 産業観光課

(TEL)0877-24-8844 (FAX)0877-25-2409 (E-mail)sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp

市長公室 危機管理課

(TEL)0877-25-4006 (FAX)0877-25-4007 (E-mail)kikikanri-k@city.marugame.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・チラシ等作成・掲載費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
香川県交付金、丸亀市補助金、その他事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等